(仮称) 滋賀県立高等専門学校施設整備計画策定および PPP/PFI 手法導入可能性調査業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

(仮称)滋賀県立高等専門学校施設整備計画策定および PPP/PFI 手法導入可能性調査業務(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

公立大学法人滋賀県立大学(以下「本法人」という。)は、滋賀県が、令和4年(2022年)3月に策定した「『令和の時代の滋賀の高専』構想骨子」を受け、「(仮称)滋賀県立高等専門学校(以下「県立高専」という。)」の整備を進め、令和9年度の開校を目指している。

本業務は、構想骨子を踏まえ、県立高専の今後の整備に向けた諸条件を整理し、具体的な施設整備計画の策定(ハード内容(諸室構成・規模、必要設備等)の検討、ソフト内容(滋賀県立大学(以下「本学」という。)・地域・産業との連携、連動等)の検討)を行うとともに、自ら整備・運営を行う従来型手法と PPP/PFI 手法との詳細な比較により、財政負担の縮減、施設の設置目的の達成・付加価値向上等に資する最も適切な県立高専の整備・運営手法の検討を行うものである。

3 検討対象の概要

(1) 名 称 (仮称)滋賀県立高等専門学校(校舎、その他施設、付属施設等)

(2) 校 地 未定 (令和4年8月頃決定予定)

(3) 敷 地 面 積 未定 (20,000 ㎡以上とする)

(4) 整備延床面積 約16,000㎡(全国の高専の平均面積から算出した値を想定)

(5) 設 置 主 体 公立大学法人滋賀県立大学

(6) 整備スケジュール (PPP/PFI 手法の場合) ※現時点における予定

令和5年度 事業者の公募・選定、事業契約締結等

令和6年度~ 設計・工事令和8年春 建物竣工

令和9年度(春) 開校

※その他詳細については、「令和の時代の滋賀の高専」構想骨子を参照すること。

4 検討の前提

- (1) 整備、維持管理および運営まですべての業務を、PPP/PFI 手法導入可能性検討の対象とすること。ただし、教育については本法人が直接実施する。
- (2) 施設整備計画策定に関連する、経営・運営体制の策定、教育理念・カリキュラム等の策定、教員の選定等は本法人が直接行う。
- (3) 県立高専の校地選定は滋賀県が行う(8月頃を予定)。この際、滋賀県から本法人に対し施設整備の面から意見を求められた場合、受託者は必要に応じて本法人に専門的助言を行うこと。
- (4) PPP/PFI 手法導入可能性について、本法人と民間事業者各々のノウハウが最大限発揮される 事業スキームを検討すること。
- (5) 民間事業者の創意工夫により県立高専と一体的に整備することが本学の運営・教育、産業振興、学生の福利厚生および財務面で有効と考えられる施設・機能の整備・運営についても検討範囲とする。

5 業務の内容

(1) 施設整備計画の策定

- ① 施設整備の基本方針
- ・環境配慮やユニバーサルデザイン等の一般的な事項に加え、高専の教育・研究・運営や本学 との連携に配慮するとともに、産業界や地域との連携等を十分に反映すること。
- ② 施設内容および施設規模の検討
- ・国における高専関連の諸規定・施策および全国の高専等の事例を踏まえ、県立高専に必要と なる諸室構成(ラーニングコモンズ等)および規模を検討すること。
- ③ ゾーニングの検討
- ・学生、教職員、外部利用者の動線(利便性・安全性等)、ユーティリティ設備(可変性等)およびセキュリティラインを考慮し、ゾーニングを検討すること。
- ④ 施設配置計画の検討
- ・4(3)で県が選定した校地の現況を把握し、実施可能な配置計画を検討すること。
- ⑤ 必要設備の検討
- ・情報技術(ハード・ソフト)の視点、各産業分野の視点、琵琶湖等の自然豊かな滋賀という 地域の視点、本学との連携の視点、全国の高専の施設整備状況や今後の技術動向を踏まえ、 施設に必要とされる設備について検討を行うこと。
- ⑥ 概算事業費の算定・工程の検討(①~⑤の検討を踏まえた複数オプションの提案)
- ・概算事業費の試算を行うこと。
- ・施設整備計画策定後の工程の検討を行うこと。

(2) PPP/PFI 手法導入可能性の検討

- ① 前提条件の整理
- ・PPP/PFI 手法を導入する目的、PPP/PFI 手法を導入する場合に想定される法制度上の課題や リスク、支援措置等について整理すること。
- ② 想定しうる整備手法の比較整理
- ・PPP/PFI 手法と従来型手法の長所・短所を整理すること。また、短所については、その解決策を検討し提示すること。
- ③ PPP/PFI 手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲の整理
- ・民間事業者に委託する業務について、公共性が担保できるか、民間事業者に当該業務のノウ ハウがあるか、事業者選定の公平性が担保できるかなど、様々な観点から整理を行うこと。
- ④ 本法人と民間のリスク分担の検討
- ・整備、維持管理および運営を含む事業の全期間を通して想定されるリスクを抽出し、本法人 と民間との分担について検討すること。
- ⑤ 民間事業者の参入可能性の検討
- ・参画意向等の把握、参画にあたっての課題、前提条件、要望等についての意見聴取、調査等
- ・実施に向けた条件要望等の把握、整理、まとめ
- ・法制度等を踏まえ、地元企業が事業に参画できる仕組みの検討
- ・県立高専と一体的に整備することが、教育、産業振興、学生の福利厚生および財務面で有効 と考えられる施設・機能の整備・運営の可能性
- ⑥ 費用総額の算出・比較整理
- ・想定しうる整備手法について費用総額を算出し、従来型手法との比較整理を行うこと (VFM評価)。
- (7) 最も適切な整備手法の選定支援
- ・最も適切な整備手法の選定の支援を行うこと。

- ⑦ 各種 PPP/PFI 事業公募書類 (案) の作成支援
- ・上記①~⑦の検討の結果、PPP/PFI 手法が最も適切な整備手法と判断された場合には、次年度の事業者公募に向けた実施方針概要(案)、要求水準書概要(案)の作成支援を行うこと。

(3) その他

- ① 校地選定にあたっての施設整備面からの助言
- ・校地選定にあたり、滋賀県から本法人に対し施設整備の面から意見を求められた場合、必要 に応じ、工期、周辺への影響、整備費用等の多様な観点から本法人に専門的助言を行うこと。
- ② 参考となる先行事例の収集整理
- ・本事業の参考となる高等専門学校の先行事例・PPP/PFI 手法の事例の取集整理を行うこと。
- ③ 事業実施に向けて検討すべき課題の整理
- ・本事業の実施に向けて想定される課題を抽出し整理すること。
- ④ 各種会議、打合せ会等における検討支援
- ・本法人が法人内の検討会議の場等で使用する資料の作成等を行うこと。 ※担当者の指示により、各種会議、打合せ会等への出席を求めることがある。

6 委託期間

契約締結日から令和4年11月30日まで

7 業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行にあたっては、本法人と十分に連携を図り、随時、本法人の指示および承諾を受けること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (3) 本法人は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (4) 本業務の遂行によって生じる権利は、本法人に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、 契約終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に本法人の承認を得るものとする。

8 成果品等

- (1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、本法人と協議の上、決定する。
 - ・成果品:調査業務報告書および本業務により作成する資料等 各 30 部 当該データ等を収録した記憶媒体(CD-ROM) 3 部
- (2) 受託者は、令和4年(2022年)7月末(予定)に本業務の調査検討の進捗についてとりまとめを行い、本法人との打合せの後、別に指定する日までに中間の報告を行うこと。なお、様式や方法については、本法人と協議を行い決定する。
- (3) 受託者は、令和4年11月上旬(予定)業務報告書の最終案を提出するものとする。提出の時期を含め、様式や方法については、本法人と協議を行い決定する。

9 工程表等の提出

受託者は、契約締結に際して次の書類を提出し、本法人の承諾を受けるものとする。なお、内容に変更が生じた場合には、速やかに本法人へ文書で報告し、承諾を受けなければならない。

- ・工程表(適切な案を提示すること。)
- ・その他、本法人が必要に応じて指定する書類

10 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本法人の検査をもって業務の完了とする。
- (2) 検査に際しては、責任者を出席させるものとする。
- (3) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足またはその他必要な措置を講じなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。
- (4) 検査および訂正等の措置にかかる費用は、受託者の負担とする。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務の完了後に全額を精算払いする。

12 その他

- (1) 本仕様書および企画提案書等に記載された業務内容の作業項目及び作業スケジュールの詳細については、本法人と受託者で協議を行い決定する。
- (2) 本業務に必要な資料については、本法人と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱わなければならない。
- (3) 業務中は、名札等により身分を明確にすること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、本法人と 受託者で協議の上、決定するものとする。